都市計画法　第二章 都市計画　第一節 都市計画の内容

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 区域区分
  - 市街化区域
  - 市街化調整区域
- 都市再開発方針等
- 地域地区
  - 用途地域
    - 第一種低層住居専用地域
    - 第二種低層住居専用地域
    - 第一種中高層住居専用地域
    - 第二種中高層住居専用地域
    - 第一種住居地域
    - 第二種住居地域
    - 準住居地域
    - 田園住居地域
    - 近隣商業地域
    - 商業地域
    - 準工業地域
    - 工業地域
    - 工業専用地域
  - 特別用途地区
  - 特定用途制限地域
  - 特例容積率適用地区
  - 高層住居誘導地区
  - 高度地区・高度利用地区
  - 特定街区
  - 都市再生特別地区・居住調整地域・特定用途誘導地区
  - 防火地域・準防火地域
  - 特定防災街区整備地区
  - 景観地区
  - 風致地区
  - 駐車場整備地区
  - 臨港地区
  - 歴史的風土特別保存地区
  - 第一種歴史的風土保存地区・第二種歴史的風土保存地区
  - 緑地保全地域・特別緑地保全地区・緑化地域
  - 流通業務地区
  - 生産緑地地区
  - 伝統的建造物群保存地区
  - 航空機騒音障害防止地区・航空機騒音障害防止特別地区
- 促進区域
  - 市街地再開発促進区域
  - 土地区画整理促進区域
  - 住宅街区整備促進区域
  - 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域
- 遊休土地転換利用促進地区
- 被災市街地復興推進地域
- 都市施設（省略）
- 市街地開発事業
  - 土地区画整理事業
  - 新住宅市街地開発事業
  - 工業団地造成事業
  - 市街地再開発事業
  - 新都市基盤整備事業
  - 住宅街区整備事業
  - 防災街区整備事業
- 市街地開発事業等予定区域（省略）
- 地区計画等
  - 地区計画
  - 防災街区整備地区計画
  - 歴史的風致維持向上地区計画
  - 沿道地区計画
  - 集落地区計画

赤字は南魚沼市が決定しているもの